

長浜市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第47号

長浜市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

長浜市法定外公共物管理条例施行規則（平成18年長浜市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 占用等が他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていることを証する書類の写し

(10) 占用等が他の土地又は工作物の所有者又は管理者に影響を及ぼすおそれがあるときは、利害関係者の同意書又はこれに代わる書類

第4条を次のように改める。

（許可）

第4条 市長は、前条の申請内容を審査し適当と認めるときは、占用等を許可するものとする。この場合において、市長は、法定外公共物の管理上その他必要があると認めるときは、許可条件を付することができる。

第5条中「法定外公共物住所等変更届（様式第4号）」を「法定外公共物占用等に係る住所等変更届（様式第3号）」に改める。

第6条条第1項中「30日前」を「前日」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申請内容を審査し適当と認めるときは、占用等の許可について更新を許可するものとする。この場合において、市長は、法定外公共物の管理上その他必要があると認めるときは、許可条件を付することができる。

第7条中「法定外公共物占用料等減免申請書（様式第7号）」を「法定外公共物占用等に係る占用料等減免申請書（様式第5号）」に改める。

第8条の見出しを「（占用等の承継）」に改め、同条中「法定外公共物地位承継届（様式第8号）に關係書類を添付して」を「法定外公共物占用等承継届（様式第6号）を提出することにより」に改める。

第9条の見出し中「廃止等」を「満了及び廃止」に改め、同条中「様式第9号」を「様式第7号」に改める。

第10条を次のように改める。

（国又は地方公共団体の協議への準用）

第10条 第3条から第6条まで、第8条及び前条の規定は、条例第6条の規定による協議について準用する。

第12条中「事項は、」の次に「市長が」を加え、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（証明書）

第11条 条例第19条第2項に規定する証明書の様式については、長浜市職員証に関する規程（平成18年訓令第25号）第2条に規定する別記様式を準用する。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

様式第 8 号から様式第 1 0 号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。